

平成22年度
決算に
基づく

健全化判断比率 および資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上になるときは、財政の早期健全化または財政の再生を図るための計画を定めることになります。

また、公営企業（本町では下水道事業）についても、資金不足比率が経営健全化基準以上になるときは、経営の健全化計画を定めることになります。

本町の健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりです。

項 目		大治町の比率(%)	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)	経営健全化基準(%)
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	—（注1）	14.93	20	
	連結実質赤字比率	—（注1）	19.93	35	
	実 質 公 債 費 比 率	10.8	25	35	
	将 来 負 担 比 率	12.1	350		
資 金 不 足 比 率		—（注2）			20

注1. 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は負の値となるため、実質赤字比率および連結実質赤字比率を「—」で記載しています。

なお、負の比率は、実質赤字比率が△5.86%、連結実質赤字比率が△9.16%となります。

注2. 資金不足額がない場合は、資金不足比率を「—」で記載しています。

●健全化判断比率および資金不足比率とは

健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計（本町では一般会計および土地取得特別会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的な一般財源の規模）に対する比率をいう。
	連結実質赤字比率	すべての会計（本町では一般会計・土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計・公共下水道事業特別会計・後期高齢者医療特別会計）の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものであり、全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率をいう。
	実 質 公 債 費 比 率	借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものであり、普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金（一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる負担金等）の標準財政規模に対する比率をいう。
	将 来 負 担 比 率	地方公共団体の普通会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、公営企業（本町では下水道事業）、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率をいう。
資 金 不 足 比 率		公営企業（本町では下水道事業）の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をいう。

問い合わせ先 役場 総務課 内線 153